

## 第 385 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 385 回三木市議会（令和 7 年 2 月 21 日開会）に提出する議案 29 件（条例関係 11 件、市道路線の廃止・認定 2 件、新年度予算関係 7 件、補正予算関係 6 件、その他 3 件）の概要は、次のとおりです。

### 1 条例関係

#### (1) 第 1 号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（企画政策課）

##### ア 制定理由

令和 7 年 6 月 1 日に施行される刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 67 号)により懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されることに伴い、関係条例の一部を改正するもの。

##### イ 改正内容

関係条例の規定中「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

##### ウ 改正条例

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 32 年三木市条例第 17 号)
- (2) 三木市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和 39 年三木市条例第 35 号)
- (3) 三木市消防団条例(昭和 41 年三木市条例第 4 号)
- (4) 三木市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例(昭和 59 年三木市条例第 17 号)
- (5) 三木市におけるヤード内保管等の適正化に関する条例(平成 28 年三木市条例第 6 号)
- (6) 三木市個人情報保護法施行条例(令和 4 年三木市条例第 24 号)

##### エ 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日

#### (2) 第 2 号議案 三木市部等設置条例の一部を改正する条例の制定について（企画政策課）

##### ア 改正理由

人口減少、少子高齢化が進展する中、子ども、子育て世帯及び高齢者などを取り巻く環境が大きく変化しており、多様化・複雑化するニーズに対して、

きめ細やかな支援や妊娠期から出産、子育てまで切れ目のない一体的な相談支援ができる体制を整えるとともに、市民にとって便利で分かりやすい窓口とするよう、健康福祉部の組織改編を行う。

このたびの組織改編に当たり、国民健康保険や後期高齢者医療事業などの医療保険に係る事務と国民年金に係る事務を一元的に管理することで、市民サービスのさらなる向上及び業務の効率化を図るため、市民生活部に保険年金課を新設する。

イ 改正内容

医療保険に関する事務を健康福祉部から市民生活部に移管する。

ウ 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

**(3) 第 3 号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について（総務課）**

ア 改正理由

「地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）」の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

法改正に伴い項ずれが生じることから、所要の改正を行う。

ウ 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

**(4) 第 4 号議案 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について（総務課）**

ア 改正理由

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴い、職員の勤務時間等に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 看護休暇の名称を「看護等休暇」に改め、当該休暇の取得事由に「小学校 3 年生修了時までの子については、子の行事参加（入園・卒園式・入学式）及び感染症に伴う学級閉鎖等」を加える。

(イ) 3 歳に満たない子を養育する職員の時間外勤務の制限を、小学校就学前までの子を養育する職員に拡大する。

(ウ) 介護による職員の離職を防止するため、仕事と介護の両立支援制度等

に関する周知の強化等、次の措置を講じる規定を加える。

- a 職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知・意思確認
- b 職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供
- c 職場環境の整備（研修等の開催、相談窓口の設置等）

ウ 施行期日

令和7年4月1日

**(5) 第5号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）**

ア 改正理由

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴い、職員の育児休業等に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

法改正に伴い引用する条項に変更が生じることから、所要の改正を行う。

ウ 施行期日

令和7年4月1日

**(6) 第6号議案 みきっ子未来応援協議会条例の一部を改正する条例の制定について（子育て支援課）**

ア 改正理由

「三木市子ども・子育て支援事業計画」を「三木市こども計画」として策定することに伴い、みきっ子未来応援協議会条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

協議会の所掌事項の規定中「三木市子ども・子育て支援事業計画」を「三木市こども計画」に改める。

ウ 施行期日

令和7年4月1日

**(7) 第7号議案 三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（医療保険課）**

ア 改正理由

令和7年度の保険税率について、県から提示された同年度の標準保険税率と同水準となるよう、税率改正を行うため。

イ 改正内容

国民健康保険税の税率等を次のとおりとする。

| 項目            |     | 現行              |                                                                                     | R7 年度<br>(改正案)  |
|---------------|-----|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 基礎課税分         | 所得割 | <u>7.5%</u>     |  | <u>7.3%</u>     |
|               | 均等割 | 32,000 円        |                                                                                     | 32,000 円        |
|               | 平等割 | <u>21,000 円</u> |                                                                                     | <u>20,000 円</u> |
| 後期高齢者<br>支援金分 | 所得割 | 3.0%            |                                                                                     | 3.0%            |
|               | 均等割 | 13,000 円        |                                                                                     | 13,000 円        |
|               | 平等割 | 8,000 円         |                                                                                     | 8,000 円         |
| 介護<br>納付金分    | 所得割 | <u>2.7%</u>     |                                                                                     | <u>2.6%</u>     |
|               | 均等割 | 14,000 円        |                                                                                     | 14,000 円        |
|               | 平等割 | 7,000 円         |                                                                                     | 7,000 円         |

ウ 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

**(8) 第 8 号議案 三木市立火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（市民課）**

ア 改正理由

三木市立みきやま斎場の施設利用者の負担の適正化を図るとともに持続的な施設運営を図るため、令和 4 年 9 月に策定した「三木市使用料・手数料の見直し方針」に基づき、使用料の見直しを行うことから、三木市立火葬場の設置及び管理に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

別表(第 6 条関係)を次のとおり改める。

| 種別    |                         | 単位 | 使用料     |         |
|-------|-------------------------|----|---------|---------|
|       |                         |    | 市民      | 市民以外    |
| 遺骸    | 大人（12歳以上の者をいう。）         | 1体 | 16,000円 | 48,000円 |
|       | 小人（12歳未満の者（乳児を除く。）をいう。） | 1体 | 10,000円 | 30,000円 |
|       | 乳児（1歳未満の者をいう。）          | 1体 | 6,000円  | 18,000円 |
|       | 死産児                     | 1体 | 5,000円  | 15,000円 |
| 医療汚物  | 胞衣、産汚物                  | 1個 | 4,000円  | 12,000円 |
|       | 人体の一部                   | 1個 | 2,000円  | 6,000円  |
| 動物の死体 | 集合火葬                    | 1体 | 4,000円  | —       |
|       | 個別火葬                    | 1体 | 10,000円 | —       |

ウ 施行期日  
令和 8 年 4 月 1 日

**(9) 第 9 号議案 三木市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について（下水道課）**

ア 改正理由  
興治農業集落排水処理施設を廃止し、公共下水道へ統合することに伴い、三木市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例を改正する必要性が生じたため。

イ 改正内容  
別表第 1 から興治農業集落排水処理施設を削除する。

ウ 施行期日  
令和 7 年 4 月 1 日

**(10) 第 10 号議案 三木市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について（消防本部総務課）**

ア 改正理由  
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、三木市消防団員等公務災害補償条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容  
(7) 非常勤消防団員に係る補償基礎額を次のように改める。

(第 5 条第 2 項第 1 号及び別表関係)

| 階 級           | 勤 務 年 数                |                        |                        |
|---------------|------------------------|------------------------|------------------------|
|               | 10 年未満                 | 10 年以上 20 年未満          | 20 年以上                 |
| 団長及び<br>副団長   | 12,900 円<br>(12,500 円) | 13,700 円<br>(13,350 円) | 14,500 円<br>(14,200 円) |
| 分団長及び<br>副分団長 | 11,300 円<br>(10,800 円) | 12,100 円<br>(11,650 円) | 12,900 円<br>(12,500 円) |
| 部長、班長<br>及び団員 | 9,700 円<br>(9,100 円)   | 10,500 円<br>(9,950 円)  | 11,300 円<br>(10,800 円) |

備考：（ ）は現行の補償基礎額

- (イ) 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 9,100 円から 9,700 円に、最高額を 14,200 円から 14,500 円に引き上げる。(第 5 条第 2 項第 2 号関係)
- (ウ) 扶養に係る補償基礎額の加算額を次のように改める。

第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については、1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。(第5条第3項関係)

ウ 施行期日  
令和7年4月1日

**(11) 第11号議案 三木市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について（消防本部総務課）**

ア 改正理由  
消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、三木市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容  
消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」区分を追加する。

(第2条及び別表関係)

| 階級    | 勤務年数          |                |                |                |                |                |              |
|-------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------|
|       | 5年以上<br>10年未満 | 10年以上<br>15年未満 | 15年以上<br>20年未満 | 20年以上<br>25年未満 | 25年以上<br>30年未満 | 30年以上<br>35年未満 | 35年以上        |
| 団長    | 239           | 344            | 459            | 594            | 779            | 979            | <u>1,079</u> |
| 副団長   | 229           | 329            | 429            | 534            | 709            | 909            | <u>1,009</u> |
| 分団長   | 219           | 318            | 413            | 513            | 659            | 849            | <u>949</u>   |
| 副分団長  | 214           | 303            | 388            | 478            | 624            | 809            | <u>909</u>   |
| 部長・班長 | 204           | 283            | 358            | 438            | 564            | 734            | <u>834</u>   |
| 団員    | 200           | 264            | 334            | 409            | 519            | 689            | <u>789</u>   |

備考：下線部分が今回新しく追加する部分

ウ 施行期日  
令和7年4月1日

**3 市道路線の廃止・認定**

- (1) 第12号議案 市道路線の廃止について（道路河川課）
- (2) 第13号議案 市道路線の認定について（道路河川課）

#### 4 新年度予算関係【別添《市長の施政方針より》参照】

- (1) 第 14 号議案 令和 7 年度三木市一般会計予算
- (2) 第 15 号議案 令和 7 年度三木市国民健康保険特別会計予算
- (3) 第 16 号議案 令和 7 年度三木市介護保険特別会計予算
- (4) 第 17 号議案 令和 7 年度三木市後期高齢者医療事業特別会計予算
- (5) 第 18 号議案 令和 7 年度三木市学校給食事業特別会計予算
- (6) 第 19 号議案 令和 7 年度三木市水道事業会計予算
- (7) 第 20 号議案 令和 7 年度三木市下水道事業会計予算

#### 5 補正予算関係【別添《市長の施政方針より》参照】

- (1) 第 21 号議案 令和 6 年度三木市一般会計補正予算（第 7 号）
- (2) 第 22 号議案 令和 6 年度三木市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- (3) 第 23 号議案 令和 6 年度三木市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- (4) 第 24 号議案 令和 6 年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- (5) 第 25 号議案 令和 6 年度三木市学校給食事業特別会計補正予算（第 3 号）
- (6) 第 26 号議案 令和 6 年度三木市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

#### 6 その他

##### (1) 第 27 号議案 財産の取得について

学習指導用タブレット端末の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるもの。

##### (2) 第 28 号議案 財産の取得について（追認）

令和 6 年度使用教師用教科書及び指導書を取得したことについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の追認による議決を求めるもの。

##### (3) 第 29 号議案 訴えの提起について

市と市有地に係る土地賃貸借契約を締結した者について、契約終了後も当該土地上の建物が収去されず、土地の占有状態が続いているため、建物収去及び土地明渡し並びに使用料相当損害金の支払いを求める訴えを提起するもの。